

社会福祉法人めぶき福祉会
役員等の報酬および費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人めぶき福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事および評議員（以下「役員」という。）、に対して支給する報酬、費用弁償および交通費に関し必要な事項を定める。

(理事会、評議員会等の出席報酬)

- 第2条 役員等が理事会、評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬および費用弁償費をその都度支払うことができる。
- 2 同日にあわせて法人の業務を行った場合においては、これを重複して支払わないものとする。
 - 3 役員等のうち法人内で給与を支給されている者については、勤務時間内に理事会・評議員会等が開催される場合はこれを支給しない。
 - 4 交通費は支給しない。

(監事の報酬等)

- 第3条 監事が理事長の命を受けて法人および施設の指導監査への立会または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および費用弁償をその都度支払うことができる。
- 2 監事が監事監査の同日に理事会・評議員会等に出席した場合は、第2条の報酬および費用弁償費を合わせて支払うことができる。
 - 3 交通費は支給しない。

(役員勤務報酬等)

- 第4条 日々の勤務実態があり、理事会が特に必要と認める法人の役員等に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。
- 2 前項にあたる役員等に対しては、別表1および別表2に係る報酬および実費弁償費はこれを支払わないものとする。
 - 3 この報酬を受ける法人の役員等は、勤務日について出退勤時間をタイムカードに打刻しなければならない。

(出張旅費)

- 第5条 役員等が、理事長の命を受け法人業務のために出張する場合は、別表4により報酬および旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することが出来る。
 - 5 職員と兼務している者については、職員の旅費規程に準じて支払うものとする。
 - 6 第4条1項の役員等については、報酬額は支払わない。

(支給日)

- 第6条 役員等の月額報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。
- 2 日額報酬については、職務に従事した都度支給する。但し職員と兼務している者については、

理事会・評議員会等出席報酬手当として毎月の給与時に支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年3月8日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附則

令和5年6月26日 別表改定

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

社会福祉法人めぶき福祉会
役員等の報酬および費用弁償等に関する規定

別表1（日額）

名称／区分	報酬額、
理事出席報酬／理事・監事	5, 340円
評議員会出席報酬／評議員	5, 340円
外部委員会／外部委員	5, 340円
評議員選任・解任委員会 ／評議員選任・解任委員	5, 340円

別表2（日額）

名称	報酬額
監事監査指導報酬等	5, 340円

別表3（月額）

名称	報酬額（単位：円）
役員勤務報酬	
1号	200,000
2号	205,000
3号	210,000
4号	215,000
5号	220,000
6号	225,000
7号	230,000
8号	235,000
9号	240,000
10号	245,000
11号	250,000
12号	255,000
13号	260,000
14号	265,000
15号	270,000
16号	275,000
17号	280,000
18号	285,000
19号	290,000
20号	295,000
21号	300,000
—	—

別表4（月額）

報酬額	旅費	宿泊費	その他
5, 340円	実費	実費	実費